【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年６月29日
【会社名】	ダイビル株式会社
【英訳名】	ＤＡＩＢＩＲＵ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　　山　本　竹　彦
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目６番32号
【電話番号】	06(6441)1932番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員　人事・総務部長　　下　川　浩　志
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目２番２号
【電話番号】	03(3506)7441番(代表)
【事務連絡者氏名】	東京営業開発部長　　田　村　延　広
【縦覧に供する場所】	ダイビル株式会社東京営業開発部 (東京都千代田区内幸町一丁目２番２号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

平成27年６月25日開催の当社第143期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年６月25日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案 剰余金の処分の件

①期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

１株につき金７円　総額816,405,576円

ロ 効力発生日

平成27年６月26日

②剰余金についてのその他の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　3,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　3,000,000,000円

第２号議案 定款一部変更の件

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第３号議案 取締役６名選任の件

山本竹彦、玉井克実、成田純一、矢田豪男、髙松明および八田宏和の６氏を取締役に選任するものであります。

第４号議案 監査役２名選任の件

橋爪紳也および田中宏の２氏を監査役に選任するものであります。

第５号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役４名（社外取締役２名は含まない）に対し、取締役賞与総額39,750,000円を支給し、各取締役への支給額の決定は取締役会に一任するものであります。

第６号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

退職慰労金制度の廃止に伴い、第２号議案および第３号議案の承認可決を条件として重任される取締役６名のうち社外取締役２名を除く、山本竹彦、玉井克実、成田純一および矢田豪男の４氏、在任中の監査役、西口美廣および戸塚正次の２氏に対し、当社の定める規則に基づき相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給し、また支給の時期は各取締役および各監査役の退任の時とし、その具体的金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれ一任するものであります。

第７号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を「月額750万円以内」に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果および賛成割合（%）
第１号議案	1,041,841	29,861	0	(注) 1	可決 (96.32)
第２号議案	1,069,927	396	1,379	(注) 2	可決 (98.92)
第３号議案				(注) 3	
山本竹彦	987,497	83,735	470		可決 (91.30)
玉井克実	1,063,437	7,795	470		可決 (98.32)
成田純一	1,064,690	6,542	470		可決 (98.43)
矢田豪男	1,063,471	7,761	470		可決 (98.32)
髙松　明	1,068,347	2,885	470		可決 (98.77)
八田宏和	995,099	76,133	470		可決 (92.00)
第４号議案				(注) 3	
橋爪紳也	1,071,504	198	0		可決 (99.06)
田中　宏	1,071,542	160	0		可決 (99.07)
第５号議案	1,058,018	12,232	1,452	(注) 1	可決 (97.82)
第６号議案	1,037,751	32,499	1,452	(注) 1	可決 (95.94)
第７号議案	1,056,920	13,403	1,379	(注) 1	可決 (97.72)

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席（委任出席を含む）の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。